

障第310号
令和8年5月11日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定特定・一般・障害児相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
（岐阜市所管の施設等を除く。）

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

災害発生時における被災状況等を把握するシステムの訓練実施について

平素より、県の福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このことについて、厚生労働省から別添のとおり事務連絡のありました運用訓練を下記のとおり実施いたしますので、ご協力をお願いいたします。

なお、この訓練の実施には、事前に災害時情報共有システムにおいて、緊急連絡先の登録が必要となります。登録については、令和8年2月18日付け障第1316号にて依頼しておりますので、未登録の事業所等におかれましては、ご参照の上、登録をお願いいたします。

訓練当日は、登録されたメールアドレスに被災状況を報告いただくページのURLを送付しますので、メールをご確認いただきご回答ください。そのため、各事業所におかれましては、各日午前10時から午前11時頃までメールの確認ができるよう体制の確保をお願いいたします。

なお、各日午後4時頃までに報告がない場合には、個別に電話にて聞き取りさせていただくことがありますので、ご了承ください。

記

- 1 災害想定訓練実施日時
令和8年5月25日（月）、26日（火）
いずれも午前10時～
- 2 令和8年度訓練対象市町村
全市町村
- 3 訓練の流れ
別紙2のとおり

4 システム操作方法等（システム登録・被災状況報告）
別添「障害者支援施設等災害時共有システム操作説明書（施設向け）」のとおり

5 システムの機能追加について

令和8年2月27日付け障発0227第1号のとおり、令和8年4月から新たに、有事に対する備蓄物資等の報告機能が追加されました。既にシステムに緊急連絡先等をご登録いただいている事業所等においても、令和8年5月22日（金）までに入力いただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】			
所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課 事業所指導係		
係 長	奥 田	担 当	伊 藤
電話番号	058-272-1111	内線	3491